

1 通級による指導とは

- 通級による指導は、平成5年度に制度化されました。
- これは、小中学校の通常の学級に在籍している言語障害、難聴、LD、ADHD等の児童生徒に対して、各教科の指導は主として通常の学級で行いつつ、一人一人の障害に応じた特別の指導（「自立活動」及び「教科の補充指導」）を特別な教育の場（通級指導教室など）で行う教育形態です。

（1）概要について

- ① 通級による指導は、加配等で配置された教員が、特別な教育の場で対象となる児童生徒に対して行う教育活動です。
- ② 通級による指導を開始するに当たっては、就学支援委員会の意見を参考に教育委員会が、総合的な見地から対象とするかどうかを判断する必要があります。

その後、通級による指導を教育課程上に位置付けます。これが「特別の教育課程」になります。

このようにして、通級による指導が開始されます。

- ③ 通級指導教室では、児童生徒の障害に応じた指導のほか、保護者への支援も必要となります。また、在籍校と連携して通常の学級における支援の充実を図るなどして、地域の特別支援教育支援体制の一部を担うこともあります。
- ④ 通級による指導には、通級指導校の児童生徒を対象とする場合（自校通級）に加えて他の学校（他市町村を含む）の児童生徒を対象とする場合（他校通級）があります。



ことば（発音）の指導

